

令和6年度 第4回糸島市こども施策推進協議会 —議事録—

■日時：令和6年11月5日（火）

■場所：糸島市役所 11号・12号会議室

（出席委員）

田上委員、藤田委員、榑崎委員、清水委員、三宅委員、花田委員、原口委員、
吉川委員、榎田委員、中村委員、遠藤委員、吉永委員

（欠席委員）

郷原委員、松尾委員

（事務局）

子ども教育部 山下子ども教育担当部長、小嶋教育部長
子ども課 小窪課長、梶原課長補佐、當眞主任
子育て支援課 木村課長
学校教育課 武田課長、福田企画監
教育総務課 井上課長

（関係課）

健康づくり課、福祉保護課、地域福祉課、都市施設課、農業振興課、子育て支援課、
教育総務課、学校教育課、子ども課

【議事概要】

（15時 開会）

1 開会

2 会長挨拶

3 経過報告

（1）第3回協議会議事録について

（事務局より説明）

・質疑等特になし

(2)子ども計画ニーズ調査の市ホームページ掲載について

(事務局より説明)

・質疑等特になし

4 協議事項

・田上会長が議事進行

(1)子ども計画案の審議 委員 事務局 関係課

①第3回協議会でいただいた課題について

(事務局より説明)

(以下、質疑応答)

58 ページのLGBTQ+の方への「学校等での過ごしやすい環境への配慮」に対する取組はどういったものがあるか。

学校によって異なる部分もあるが、取組として行っているのは大きく3つある。1 点目、多目的トイレを使えるようにする。2 点目、申し出があれば、男子更衣室、女子更衣室ではなく個別に着替える場所を用意する。3 点目、制服を標準服と呼び、スラックス、スカート、ネクタイ、リボンを自由に選べるようにしている。

59 ページの「人権教育の手引き」のシリーズ化とはどういった取組か。

現在、シリーズ 4 まで制作しており、1「障がいのある人の人権」、2「ネット上の人権侵害、性の多様性」、3「外国人等の人権」、4「多文化共生」をテーマにしている。5は現在制作中だが、子どもの権利に関するテーマを検討している。この 1 から 4 の人権教育の手引きを教職員が使う。教材や授業例、実践例等を 1 冊にまとめており、学校教育の中で活用している。

「人権教育の手引き」とは教職員向けの手引きである旨を記載すると、一般の方が見たときに分かりやすいのではないか。先生方はそういった手引きを見て授業をしているのだという安心材料にもなる。

②関係課協議により修正を行った箇所について

(事務局より説明)

・質疑等特になし

③その他(全体を通して)

(事務局より説明)

(以下、質疑応答)

- 21 ページの「0.1 ポイント減少」のポイントとは、どういった単位か。
- 2つのパーセンテージの差を表す単位がポイントである。
- ポイントではなく、パーセントで表示してはどうか。
- 統計上、パーセンテージの差はポイントで表すようになっている。
- パブリックコメントを実施する際、計画全体を公表すると思うが、一般の方が全部読めるだろうか。多くの方がグラフを見て拒否反応を示すのではないかと心配する部分もある。
 - 困っている方のところに支援が届くことが必要だが、意見を出せない方たちの意見をどう拾っていくかという問題もある。負のループから、1人でも2人でも救うため、就学前保育施設、教育施設など、家庭に近い現場の有効活用をしていただきたい。
- 計画では基本的な部分を定めている。主な取組等は担当課が丁寧に周知していく。本当に困っている方の意見をどう吸い上げるかということに関しては、アンケート調査やニーズ調査をこまめに行う必要があると考え、検討している。
 - 計画を実行することに注力したい。
- パブリックコメントは何歳から提出ができるか。誰が提出できるか規定があるか。日本国籍がない方や国籍が決まっていない子どもたちは提出できるのか。設置場所や周知方法を聞いたところによると、大人が手に取れる場所、聞ける場所ではあると思うが、子どもが知ることができる場所があまりないと感じた。例えば、教育委員会が協力し、ある程度の子どもたちに意見を求めてみるなどがあるのではないかと感じた。
 - 子どものことだが、大人だけで進めている感がある。もう少し子どもを巻き込めないか。
- 糸島市パブリックコメント手続に関する規程に、対象となる市民が定められている。規程上、「市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するものをいう。」となっており、対象は広く定められている。
 - ただし、規程上、意見を提出する際は住所と氏名を明記することと定められている。どのような意見であっても、住所、氏名が記入されていないと無効となる。そういったことも広報やホームページ等で周知する際に掲載する。
- 他市では子ども計画を策定する際に高校生の意見を聞いている事例がある。そのような機会があるとよい。

- 今回のパブリックコメントでは、広報やSNS等を用いながらできる限りの周知をしていく。
 こどもの権利条例策定の際には、学校に協力いただいてこどもの意見聴取を行った。
 こどもが自分の権利、自分のことをしっかりと認識して意見が発せられることが必要と考えるが、こどもの発達段階に応じてそういった部分を補おうとすると、学校の授業の時間を取ることになる。
 計画を実際に評価していく段階では、こどもの意見聴取もしっかりしなければならないと考えるが、今回は提案している方法で実施したい。
- パブリックコメントは、市のホームページを開いたらすぐに分かるように表示されるか。
- 新着情報等の設定をし、トップページにピックアップを表示する予定である。
- 気軽に意見を出せるというPRがあるとよい。
- 障がいのあるこどもを対象とした仕事をしている自分は、福祉サービスを利用している保護者にパブリックコメントのことをアナウンスできる。保護者の方や、支援をしている関係機関の方にパブリックコメントをアナウンスして、できるだけこの計画を見てもらい、実際に障がいのあるこどもを育てている中で、市に取り組んでほしいと思っていることを意見として出してもらえよう、中継ぎのお手伝いをしたい。
- 市は、パブリックコメントに多くの意見を出していただくことを望んでいるが、行政職員がパブリックコメントをお願いするだけでは限界がある。
 また、市民にとって分かりやすい計画を作成すべきという意見は理解できるが、課題は多岐にわたっており、すべてを網羅することは計画のボリューム的に現実的ではなく、まとめたところで約100ページの計画案のボリュームとなっている。さらに1枚や2枚でまとめられるものではない。
 先ほど議論したパーセントで表された2つの値の差を表す「ポイント」については、注釈を入れるなどで善処したいと考えているので、ご理解をお願いしたい。
- 重ねてになるが、広報だけではなく、市の公式LINEや情報メールの活用も予定しており、可能な限りの周知に努める。

5 その他

- ・委員からなし
- ・事務局から
- 今後の協議会日程の確認
 第5回協議会 2月14日(金) 15時

6 閉会

(16時20分 閉会)